

四電ためトクサービス

(附帯料金条件)

2024年10月1日実施

四国電力株式会社

四電ためトクサービス

目 次

| | | |
|---|-----------|---|
| 本 | 則 | 1 |
| 1 | 附 帯 種 別 | 1 |
| 2 | 適 用 範 囲 | 1 |
| 3 | 契 約 の 成 立 | 1 |
| 4 | 料 金 | 1 |
| 5 | 契 約 の 消 滅 | 7 |
| 6 | そ の 他 | 7 |
| 附 | 則 | 8 |

本 則

1 附 帯 種 別

この四電ためトクサービス料金条件（以下「この料金条件」といいます。）の附帯種別は、四電ためトクサービスといたします。

2 適 用 範 囲

次のいずれにも該当するお客さまで、この料金条件の適用を希望され、かつ、当社との協議がととのった場合に適用いたします。

- (1) 電気需給条件〔低圧〕（以下「需給条件」といいます。）の時間帯別電灯、季節別時間帯別電灯、おトクeプラン、でんかeプラン、昼トクeプラン（以下「主契約」といいます。）として電気の供給を受けること。
- (2) 再エネ発電設備を用いて受給電力を当社に供給し、当社がこれを受電すること。

3 契 約 の 成 立

この料金条件にもとづく契約（以下「ためトクサービス契約」といいます。）は、お客さまからの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

なお、この場合、当社は契約成立の旨をお客さまにお知らせいたします。

4 料 金

- (1) この料金条件の適用を受ける月分の料金は、主契約の料金条件またはこの料金条件以外の附帯料金条件等によって料金として算定された金額に(2)のためトク利用料を加えたもの（以下「ためトクサービス割引前料金」といいます。）に(4)イの発電側課金相当額を加えたものから(3)のためトクサービス割引額および(4)ロの発電側課金転嫁額を差し引いたものといたします。ただし、(3)のためトクサービス割引額に(4)ロの発電側課金転嫁額を加えたものが、ためトクサービス割引前料金に(4)イの発電側課金相当額を加えたものを上回る場合は、(3)のためトクサービス割引

額に(4)ロの発電側課金転嫁額を加えたものからためトクサービス割引前料金に(4)イの発電側課金相当額を加えたものを差し引いたものを再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱（2024年4月1日実施。以下「受給契約要綱」といいます。なお、当社が受給契約要綱を変更した場合には、変更後の再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱によります。）18（料金等の支払い）に定める方法に準じて、お客さまに支払うものいたします。

(2) ためトク利用料

ためトク利用料は、1月につき次のとおりいたします。ただし、(3)イのためトク割の対象となる受給電力量がない場合のためトク利用料は、半額いたします。

| | |
|---------|-----------|
| 1 契約につき | 2,700円00銭 |
|---------|-----------|

(3) ためトクサービス割引額

ためトクサービス割引額は、イによって算定されたためトク割引額およびハによって算定された割増買取割引額の合計といたします。ただし、需給条件別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,000円を下回る場合は、ロによって算定されたためトク燃料費調整額を差し引いたものとし、需給条件別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,000円を上回る場合は、ロによって算定されたためトク燃料費調整額を加えたものいたします。

なお、ためトクサービス割引額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

イ ためトク割

ためトク割引額は、その1月の受給電力量にもとづき、次によって算定いたします。

なお、ためトク割の対象となる受給電力量には、その1月のお客さまの使用電力量に対する料金適用上の電力量区分のうち料金の高い順序で料金をそれぞれ適用いたします。ただし、ためトク割の対象となる受

給電力量は、その1月のお客さまの使用電力量または150キロワット時のうち、いずれか小さい値を上限値といたします。

(イ) 時間帯別電灯として電気の供給を受ける場合

$$\begin{array}{rcl} \text{ためトク} & & \text{ためトク割の} \\ & \text{=} & \text{対象となる} \\ \text{割引額} & & \text{受給電力量} \\ & \text{=} & \text{1キロワット時当たり料金} \times \end{array}$$

この場合、第3段階料金適用電力量に対するためトク割の対象となる受給電力量には、時間帯別電灯の昼間時間における使用電力量230キロワット時をこえる1キロワット時当たり料金を、第2段階料金適用電力量に対するためトク割の対象となる受給電力量には、時間帯別電灯の昼間時間における使用電力量90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時当たり料金を、第1段階料金適用電力量に対するためトク割の対象となる受給電力量には、時間帯別電灯の昼間時間における使用電力量最初の90キロワット時までの1キロワット時当たり料金を、夜間時間における使用電力量に対するためトク割の対象となる受給電力量には、時間帯別電灯の使用電力量1キロワット時当たり夜間時間料金をそれぞれ適用いたします。

なお、時間帯別電灯の第3段階料金適用電力量とは、昼間時間における使用電力量のうち、230キロワット時をこえる1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ロ) 季節別時間帯別電灯として電気の供給を受ける場合

$$\begin{array}{rcl} \text{ためトク} & & \text{ためトク割の} \\ & \text{=} & \text{対象となる} \\ \text{割引額} & & \text{受給電力量} \\ & \text{=} & \text{1キロワット時当たり料金} \times \end{array}$$

この場合、昼間時間における使用電力量に対するためトク割の対象となる受給電力量のうち、7月の検針日から9月の検針日の前日までの期間の部分については、季節別時間帯別電灯の昼間時間における使用電力量1キロワット時当たり夏季料金を、6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間および9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間の部分については、次の算式によって算定され

た料金を，それ以外の昼間時間における使用電力量に対するためトク割の対象となる受給電力量には，季節別時間帯別電灯の昼間時間における使用電力量1キロワット時当たりその他季料金を，夜間時間における使用電力量に対するためトク割の対象となる受給電力量には，季節別時間帯別電灯の使用電力量1キロワット時当たり夜間時間料金をそれぞれ適用いたします。

なお，次の算式により算定された料金の単位は，1 銭とし，その端数は，切り上げます。

$$\left(\begin{array}{cc} \text{季節別時間帯別電灯の} & \text{季節別時間帯別電灯の} \\ \text{昼間時間における使用電力量} & + \text{昼間時間における使用電力量} \\ \text{1キロワット時当たり夏季料金} & \text{1キロワット時当たりその他季料金} \end{array} \right) \times \frac{1}{2}$$

(ハ) おトク e プランとして電気の供給を受ける場合

$$\begin{array}{l} \text{ためトク} \\ \text{割引額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{おトク e プランの使用電力量} \\ \text{1キロワット時当たり料金} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{ためトク割の} \\ \text{対象となる} \\ \text{受給電力量} \end{array}$$

この場合，第3段階料金適用電力量に対するためトク割の対象となる受給電力量には，おトク e プランの使用電力量300キロワット時をこえる1キロワット時当たり料金を，第2段階料金適用電力量に対するためトク割の対象となる受給電力量には，おトク e プランの使用電力量120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たり料金を，最低料金適用電力量および第1段階料金適用電力量に対するためトク割の対象となる受給電力量には，おトク e プランの使用電力量11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時当たり料金をそれぞれ適用いたします。

なお，おトク e プランの第3段階料金適用電力量とは，300キロワット時をこえる1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(二) でんか e プランとして電気の供給を受ける場合

$$\begin{array}{rcl} \text{ためトク} & & \text{ためトク割の} \\ \text{割引額} & = & \text{対象となる} \\ & & \text{受給電力量} \\ & & \times \\ & & \text{1 キロワット時当たり料金} \end{array}$$

この場合、平日昼間時間における使用電力量に対するためトク割の対象となる受給電力量には、でんか e プランの使用電力量 1 キロワット時当たり平日昼間時間料金を、夜間・休日時間における使用電力量に対するためトク割の対象となる受給電力量には、でんか e プランの使用電力量 1 キロワット時当たり夜間・休日時間料金をそれぞれ適用いたします。

(ホ) 昼トク e プランとして電気の供給を受ける場合

$$\begin{array}{rcl} \text{ためトク} & & \text{ためトク割の} \\ \text{割引額} & = & \text{対象となる} \\ & & \text{受給電力量} \\ & & \times \\ & & \text{1 キロワット時当たり料金} \end{array}$$

この場合、昼間時間における使用電力量に対するためトク割の対象となる受給電力量のうち、3月の検針日から6月の検針日の前日までの期間および10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間の部分については、昼トク e プランの昼間時間における使用電力量 1 キロワット時当たり春季および秋季料金を、6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間、9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間、11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間および2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間の部分については、次の算式によって算定された料金を、それ以外の昼間時間における使用電力量に対するためトク割の対象となる受給電力量については、昼トク e プランの昼間時間における使用電力量 1 キロワット時当たり夏季および冬季料金を、夜間時間における使用電力量に対するためトク割の対象となる受給電力量には、昼トク e プランの使用電力量 1 キロワット時当たり夜間時間料金をそれぞれ適用いたします。

なお、次の算式により算定された料金の単位は、1銭とし、その端数は、切り上げます。

$$\left(\begin{array}{cc} \text{昼トクeプランの} & \text{昼トクeプランの} \\ \text{昼間時間における使用電力量} & + \text{昼間時間における使用電力量} \\ \text{1キロワット時当たり春季および秋季料金} & \text{1キロワット時当たり夏季および冬季料金} \end{array} \right) \times \frac{1}{2}$$

ロ たためトク燃料費調整

たためトク燃料費調整額は、イのたためトク割の対象となる受給電力量に需給条件別表2（燃料費調整）(1)ロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

なお、需給条件別表2（燃料費調整）(2)ロ(イ)の基準単価は、需給条件別表2（燃料費調整）(2)ロ(ロ)によるものといたします。

ハ 割増買取割

割増買取割引額は、次によって算定いたします。

$$\begin{array}{l} \text{割増買取} \\ \text{割引額} \end{array} = \left[\begin{array}{cc} \text{受給契約要綱に定める受給電力量} & + \text{1円00銭} \\ \text{1キロワット時当たり料金} & \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{cc} \text{その1月の} & \text{たためトク割の} \\ \text{受給電力量} & \text{対象となる} \\ & \text{受給電力量} \end{array} \right]$$

(4) 発電側課金相当額等

イ 発電側課金相当額

(イ) 発電側課金相当額は、この料金条件の適用を受ける再生可能エネルギー発電設備の設置場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等にもとづき発電者に課される系統連系受電サービス料金、延滞利息お

よび契約超過金のことをいいます。

(ロ) 発電側課金相当額は、(1)に定める方法によりお支払いいただきます。

ロ 発電側課金転嫁額

発電側課金転嫁額は、発電側課金相当額と同額といたします。ただし、発電側課金相当額に契約超過金が含まれる場合、当社は別途、発電者に対し契約超過金を請求することがあります。

(5) 需給条件 20 (料金の算定) (1)イ、ロまたはハの場合で、料金の算定期間が1月とならないときの(3)のためトクサービス割引額は、その1月の受給電力量によって次のとおり算定されたためトク割引額といたします。この場合、(2)のためトク利用料は申し受けません。

$$\begin{array}{rcl} \text{ためトク} & & \text{受給契約要綱に定める受給電力量} & & \text{日割計算の対象となる} \\ \text{割引額} & = & \text{1キロワット時当たり料金} & \times & \text{期間ごとの受給電力量} \end{array}$$

5 契約の消滅

お客さまが、2 (適用範囲) に該当していないことが明らかになった日にためトクサービス契約が消滅するものといたします。ただし、引き続き受給電力を当社に供給する場合には、受給契約要綱にもとづき当社が受給電力を購入するものといたします。

6 その他

この料金条件に定めのない事項については、主契約の料金条件および受給契約要綱に定めるところによるものといたします。

附 則

1 実施期日

この料金条件は、2024年10月1日から実施いたします。

2 延滞利息に係る特別措置

この料金条件の適用を受ける場合、電気需給条件〔低圧〕25（延滞利息）(2)は、次のとおり読み替えるものといたします。

- (2) 延滞利息は、ためトクサービス割引前料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金、ならびに4（料金）(3)のためトクサービス割引額に4（料金）(4)ロの発電側課金転嫁額を加えたものを差し引いたもの（以下「延滞利息対象金額」といいます。）に年10パーセントの割合（うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。ただし、延滞利息対象金額が0を下回る場合は、延滞利息は申し受けません。

なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。